「さと」と「まち」の協働による"ぬくもり・賑わい"再生

千厩中小小売商業高度化構想 (千厩TMO構想)

平成17年3月

千 厩 商 工 会 千厩まちづくり株式会社

目 次

- 千厩 T M O 構想 -

.TMO構想策定の前提編	
- 1 TMO構想の位置づけ - TMO構想とは・・・・・・・・・・・・・	3
- 2 千厩町中心市街地活性化基本計画・・・・・・・・・・・・・・・	4
1.基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2.目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3 . 位置及び区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
.TMO構想編	
- 1 認定構想推進事業者になろうとする者の名称等・・・・・・・・・・・・	6
1 . 認定構想推進事業者になろうとする者の名称等・・・・・・・・・・・	6
2.TMOの役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1)TMOの方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2)TMOの目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3)TMOの目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
- 2 認定構想推進事業者が実施予定の中小小売商業高度化事業等の概要・・・・・	8
1.事業の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
1)事業の構成の枠組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2) T M O 構想事業の関与区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3)TMO構想事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2 . 事業の位置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3 . TMO構想事業の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
. 資料編	
1.㈱千厩まちづくり会社の定款・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	26
2 . TMO構想策定までのスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・ 3	31
3 . 千厩街づくり事業計画策定委員会・専門委員会名簿・・・・・・・・・・ 🤅	32

.TMO 構想策定の前提編

1 TMO構想の位置づけ TMO構想とは

中心市街地の活性化に関する各種の支援策は、中心市街地活性化法 (「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」平成10年6月3日法律第92号)により定められた一連の流れによって行われる。

まず、国が作成した中心市街地活性化の「基本方針」(平成10年7月31日)に沿って、市町村が中心市街地活性化に関する「基本計画」を作成し、その基本計画に基づいて、中小小売商業の高度化を推進する機関(TMO/Town Management Organization)が「TMO構想を作成するとともに市町村から認定を受ける。そして、TMO構想に基づいて各事業実施者が作成した事業計画(TMO計画)を国(経済産業大臣)が認定し支援が行われる。

なお、本「TMO構想」は、中小小売商業高度化事業構想として位置付けられ、今後TMO 構想に基づいて個別の事業ごとに「TMO計画」等を作成し、認定されることで、各種の支 援策が講じられることになる。

経済産業省支援による事業化の手順と千厩町の取り組み

中心市街地活性化基本計画

- ・中心市街地の位置および区域などの事項に関する計画。商業のほか、道路、 公園、住宅を含めた総合的な計画
- ・千厩町では、平成17年1月21日策定

TMO 構 想

(中小小売商業高度化事業構想)

- ・中心市街地活性化基本計画に基づく商業の活性化に関する事業構想
- ・TMOになろうとする者(TMO機関)が作成し、千厩町がこれを認定し、TMO(認定構想事業者)となる。

TMO計画

(中小小売商業高度化事業計画又は、個別事業計画)

- ・事業の具体的内容や目標、実施時期、必要資金などの計画
- ・TMO構想に盛り込まれた事業を実施する者(TMO、共同出資会社、商店 街組織等)が作成し、経済産業大臣が認定等。
- ・認定されれば国や県から助成事業が受けられる。

事業実施

- 2 千厩町中心市街地活性化基本計画

1.基本的な方針

千厩の中心市街地(まち)は、本来、酒蔵をはじめとする個性的な歴史文化資源、千厩川などの豊かな自然環境、優しく機微に満ちた住民気質など、魅力に満ちた地区であった。かつての交通・行政・経済の中心地としての役割は薄れたが、こうした魅力的な資源を有効に活用することで、本来果たしていた「さと」や近隣町村にとっての文化交流拠点としての役割を再生し、さらには、より広域からの交流人口を増加させ、かつての賑わいを取り戻すことができるはずである。

また、このような歴史文化資源・自然環境を活かしたまちづくりを、「まち」の住民だけではなく、広く「さと」の住民と進めていく。できることから等身大に無理せず取り組んでいく。

そのようなまちづくりが、千厩の中心市街地(まち)の活性化の基本方針である。

基本テーマ:歴史を彩る蔵街道

「さと」と「まち」の協働によるぬくもり・賑わい再生プラン

2.目標

「中心市街地活性化基本計画」において以下の6項目を活性化の目標として定めている。

【酒蔵などの歴史的文化的資源を活用した個性ある観光交流拠点づくり】

横屋酒造の酒蔵や気仙沼街道の歴史的まちなみ、天王山等、魅力的な歴史文化資源の魅力を住民自身が再認識し、それを保全活用する。現在分散しているそれらをつなぐ魅力的なみちづくりを進めて回遊性を生み出し、酒造り等をテーマにした個性的な観光交流拠点づくりを進め、広域からの来街者の増加を図る。

【近隣町村や「さと」にとっての文化交流拠点としての役割の再生、農の振興】

空き地や空き店舗を活用して、「さと」の住民が農産物の販売や休憩・交流ができる場を生み出し、本来、中心市街地(まち)が果たしていたはずの文化交流拠点としての役割を再生し、「さと」や近隣町村からの来街者を増やし、ぬくもりと賑わいを再生する。このことにより、農の振興や「さと」の活性化を併せて図ることとする。

【まちを囲む緑、川の水に親しめる、豊かな自然環境の保全活用】

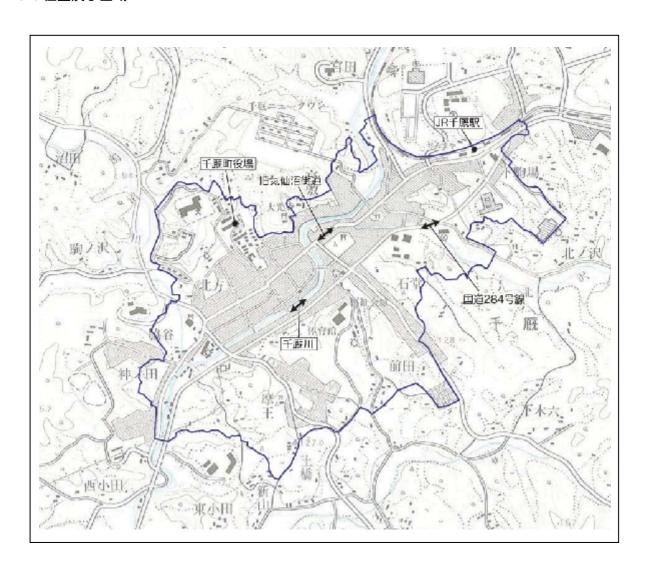
中心市街地(まち)を特徴づける、川や緑の豊かな自然環境を保全し、川の水の浄化や千厩川への親水空間の設置などにより、自然に親しめる環境づくりを進める。

【歩いて楽しく、安全で、お年寄りや子供が快適に暮らせるまちづくり】

中心市街地(まち)の通過交通を抑制し、歩行者中心のまちとする。同時に、駐車場の適正配置や公共交通の利便性向上により、来街者等の交通を安全かつ効率的に処理する。住まい手としてはお年寄りと子供を重視し、歩道等の安全性の確保や魅力的な住環境づくりを進める。

【「さと」と「まち」の協働、できることから段階的に進める等身大のまちづくり】 中心市街地(まち)の住民だけではなく、「さと」や近隣町村の住民も交え、幅広い層の取り組みにより実現を図る。こうしたまちづくりを持続的、継続的に管理するための タウン・マネージメント機能を確立し、段階的に無理せず、しかし着実にまちづくりの 進行を図る。

3.位置及び区域



. TMO構想編

- 1.認定構想推進事業者になろうとする者の名称等
 - 1.認定構想推進事業者になろうとする者の名称等
 - 1) 名 称 千厩まちづくり株式会社
 - 2)代表者 北田文人
 - 3)所在地岩手県東磐井郡千厩町
 - 4) 設立年月日 平成17年4月
 - 5) 資本金 10,100千円
 - 6)会社設立の目的

地域ブランド等産業資産の活用とニュービジネスの展開

中心市街地活性化の中心的担い手(TMO推進機関)

まちづくりのための拠点整備

地場産業の活性化と育成

雇用機会の拡大

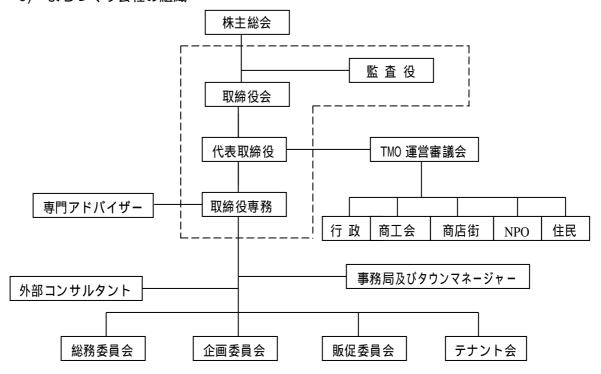
7) 当社の主な特徴(企業特徴)

TMOを推進するマネジメント機関であること。

観光拠点化を図るための施設整備とその管理運営を行うこと。

地域伝統産業の承継・発展に寄与し、併せて地域産業の活力増進に貢献する会社であること。

8) まちづくり会社の組織



TMOの役割

1) TMOの方針 (Policy)

千厩町におけるTMOは、千厩の『自然』、『歴史』、『人』を基本に据え、千厩らしい「生活や仕事、買物、娯楽、観光のための魅力的なまち環境をつくる」ために『統一的かつ総合的にまち(中心市街地)のマネージメント(管理・経営)を行う組織』とする。

TMO の理念

豊かな山・川・さとを有し、先人が築き上げてきた歴史文化と風土は、 後世の私たちにとって貴重な財産であり、誇りとさえなっています。 この誇りを胸に秘め、TMOは

千厩を愛する「まち」の住民だけではなく、広く「さと」の 住民とが相集い、

自然を活かしたまちづくり**歴史を彩る蔵街道**「さと」と「まち」の協働によるぬくもり・賑わい再生プラン
を作り上げる活動を行います。

2) TMOの目的(Goals)

千厩町におけるTMOは、千厩の中心市街地を活性化するため 『人』『資源』、『資金』、『情報』を活用し 「住民、企業(事業者)」と「まち全体」の 新しい活力創出と可能性を探ることを目的とします。

3) TMOの目標

千厩町におけるTMOは、以下の5つの目標の実現をする。

千厩の商業活性化マネージメント体制の整備、中小小売商業高度化事業の推進 各商店街の特性を活かした商店街、個店単位の活性化戦略の構築 酒蔵をはじめとし、歴史的文化的資源を活用した観光拠点の形成 空き店舗、空き家、空き地の活用による文化交流拠点の形成 高齢者等のニーズに応じた商店街機能の再構築 - 2 . 認定構想推進者が実施予定の中小小売商業高度化事業等の概要

1. 事業の構成

1) 事業の構成の枠組み

認定構想推進事業者が実施・予定の中小小売商業高度化事業等は、以下の2区分により 構成する。

中小小売商業高度化事業:

施設整備に係る経済産業省の補助、中小企業基盤整備機構の融資制度等の導入を 図る事業。

その他活性化事業:

中心市街地の活性化に資するソフト事業で、その効果を達成するために必要な調査・研究・実施に係る経済産業省の補助・助成制度の導入を図る事業。

2) TMO構想事業の関与区分

TMO の関与

- ・主体事業 TMOが当該事業を責任(主体性)もって実施するもの。 具体的には、企画、計画、資金調達、運営に係わる全ての事項に関 して、その主体者としての責任を果たしていくもの。
- ・共同事業 TMOが当該事業を実施するにあたり、他の事業者(事業パートナー)との間で責任分担を明確にし、共同事業を実施するもの。 例えば、TMOが企画・計画を行い、他の事業者が資金調達・事業 運営を分担して行う形態や施設整備事業において建物の建設を他の事業者が行い、完成した建物の一部をTMOが取得し、運営を行う形態などである。
- ・支援事業 TMOが他の事業の行う事業に関して、各種手続きや事務局的な協力等の支援を行うもの。

例えば、他の事業者の事業内容が、中心市街地活性化法に基づく各種補助事業に適合する場合等は、その補助申請や当該事業が中心市街地活性化に寄与することを示すための各種作業の援助を行うなどである。

関連事業者

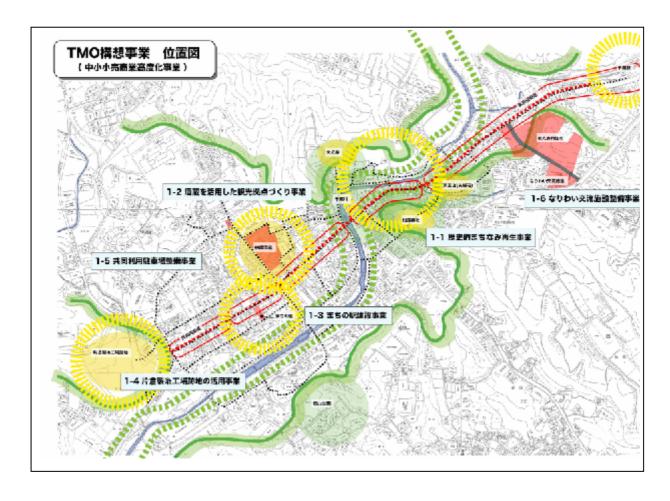
・当該事業を実施するにあたっての事業パートナー並びに調整関係機関をいう。

3) TMO 構想事業の概要

分類	事業の 種別	TMO の 関与		事業名
中小小	中心市街地	共同事業	1-1	歴史的まちなみ再生事業
売商業	商店街整備	主体事業	1-2	酒蔵を活用した観光拠点づくり事業
高度化	等支援事業	支援事業	1-3	まちの駅建設事業
事 業		支援事業	1-4	片倉製糸工場跡地の活用事業
		主体事業	1-5	共同利用駐車場整備事業
		共同事業	1-6	なりわい交流施設整備事業
中心市	広域ソフト	主体事業	2-1	酒蔵における飲食・物販事業
街地活 性 化 事	事業	主体事業	2-2	酒蔵を活用した貸し工房等の管理・運営事業
業		共同事業	2-3	「千厩プランド」の発掘、開発、販売事業
		主体事業	2-4	「せんまやものがたり」づくり事業
		主体事業	2-5	空き店舗活用事業(チャレンジショップ)
		主体事業	2-6	空き店舗活用事業 (「さと」と「まち」との交流の場づくり)
		主体事業	2-7	空き店舗活用事業(空き家を活用した高齢者等の 「たまり場」づくり)
		主体事業	2-8	各種施設の管理・運営事業
		共同事業	2-9	広域イベント事業
		共同事業	2-10	千厩の魅力をつなぐまちあるきルートマップの作 成事業
		共同事業	2-11	高齢者向けのサービスの開発・導入事業
		共同事業	2-12	広域ポイントカードシステムの開発・導入事業
		共同事業	2-13	広域共通商品券システムの開発・導入事業
		主体事業	2-14	くらしのみちゾーン整備計画の策定
	コンセンサ ス形成事業	主体事業	2-15	街なかにぎわい推進事業
その他	その他の	共同事業	3-1	「川の水をきれいにする」キャンペーン」事業
の事業	事業	共同事業	3-2	市街地周辺緑地の保全事業
		共同事業	3-3	グリーン・ツーリズム推進事業
		共同事業	3-4	活性化に関するフォーラムや学習会の開催事業
		主体事業	3-5	各推進組織の設立支援事業
		共同事業	3-6	「千厩応援団」の募集、体制づくり

2. 事業の位置

(中小小売商業高度化事業)



3. TMO構想事業の内容

中小小売商業高度化事業

事業番号	中小小売商業高度化事業 1-1
事業名	歴史的まちなみ再生事業
種別	中心市街地商店街整備等支援事業
事 業 内 容	商店街の整備、テナント・ミックス・ファサードなど
事業主体	町・TMO千厩まちづくり会社・地域住民
TMOの関与	共同事業
位置・区域	中心市街地全域
実 施 時 期	平成 1 8 年度 ~
事業手法	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業(リノベーション補助金)
基本計画の 事業名称	歴史的街並の整備
事業効果	近隣商業として商店街を再生し、賑わいの場の創出を行うことにより、観光客 等来街者の流入促進を図る。

事業番号	中小小売商業高度化事業 1-2
事業名	酒蔵を活用した観光拠点づくり事業
種別	中心市街地商店街整備等支援事業
事業内容	国登録有形文化財である酒蔵等(横屋酒造・佐藤家住宅・旧たばこ耕作組合事務所)を活用し、千厩固有の歴史文化を継承し、観光拠点づくりを行う。また、テナント・ミックス管理や多目的ホール等の整備を行い、まちづくりの拠点としての整備を行う。
事業主体	千厩まちづくり㈱
TMOの関与	主体事業
位置・区域	横屋酒造空き蔵・佐藤家住宅・旧たばこ耕作組合事務所
実 施 時 期	平成 1 8 年度 ~
事業手法	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業(リノベーション補助金)
基本計画の 事 業 名 称	酒蔵を活用した観光拠点づくり(及び運営)
事業効果	国登録有形文化財である酒蔵を活用し、観光拠点をつくり、千厩固有の歴史文化を継承により地域のイメージアップを図り、意欲ある事業者を誘導すると共に、テナント・ミックスにふさわしい業種・業態を誘導することができる。また、観光客等来街者の要望に応え、来街者の滞留時間を延ばすと共に、暖かいもてなしによるリピーターの確保が見込める。

事業番号	中小小売商業高度化事業 1-3
事 業 名	まちの駅建設事業
種別	中心市街地商店街整備等支援事業
事業内容	「まちの駅」を建築し、「さと」と「まち」の交流の場とする。また、情報の発信や地域生活者との交流等により、商店街のイメージアップを図り、意欲ある起業者を誘導し、商店街のテナント・ミックスにふさわしい業種・業態を業種補完により商店街の活性化を図る。 情報端末の設置(「まちの駅」の情報活用)など
事業主体	(協)千厩新町振興会・千厩まちづくり(株)
TMOの関与	支援事業
位置・区域	新町 昆七駐車場
実 施 時 期	平成 1 7 年度 ~
事業手法	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業(リノベーション補助金)
基本計画の 事業名称	まちの駅建設事業(及び運営)
事業効果	新町商店街の核となる「まちの駅」が整備されることにより、「さと」と「まち」の交流の場が提供され、情報の発信や地域生活者との交流などにより、商店街のイメージアップを図り、意欲ある起業者を誘導することにより、商店街のテナント・ミックスにふさわしい業種・業態が業種補完され商店街の活性化を図られる。 観光客等来街者の要望に応え、来街者の滞留時間を延ばすと共に、情報機器を設置してリピーターの確保が見込める。

	<u>, </u>
事業番号	中小小売商業高度化事業 1-4
事業名	片倉製糸工場跡地の活用事業
種別	中心市街地商店街整備等支援事業
事業内容	片倉製糸工場跡地を誰もが自由に活用できる河川公園として開放し、青空市や 子供の遊び場としての「はらっぱ」、イベント広場として活用する。
事業主体	町・千厩まちづくり㈱・地域住民
TMOの関与	支援事業
位置・区域	片倉製糸工場跡地
実 施 時 期	平成20年度~
事業手法	中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業(リノベーション補助金)
基本計画の 事業名称	片倉製糸工場跡地の緑地活用
事業効果	片倉製糸工場跡地を誰もが自由に活用できる河川公園として開放することにより、町内に不足している親と子供が自由に遊べる空間を提供することができると共に「さと」と「まち」の新たな交流の場となり、商店街への誘客ともなる。また、イベント広場として活用することにより、交通規制を行わずに中心商店街周辺で大型イベントの開催が可能となり、更なる商店街への誘客となる。

事業番号	中小小売商業高度化事業 1-5
事業名	共同利用駐車場整備事業
種別	中心市街地商店街整備等支援事業
事業内容	商店街共同の駐車場の整備、ポケットパークの整備、情報端末の設置 (「まちの駅」の情報活用)など
事 業 主 体	各商店街・千厩まちづくり㈱
TMOの関与	主体事業
位置・区域	中心市街地全域
実 施 時 期	平成 1 9 年度 ~
事業手法	・中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備事業(リノベーション補助金) ・中心市街地活性化広場公園整備促進事業 ・商店街等活性化事業(駐車対策)
基本計画の 事業名称	空き地を活用した共同駐車場運営事業(来街者向け)
事業効果	地域消費者や自動車利用型の新しい商店街の利便を高め、集客力の向上が見込 まれる。

事業番号	中心市街地活性化事業 1-6
事業名	なりわい交流施設運営事業
種別	広域ソフト事業
事業内容	なりわい交流施設、公衆トイレ、駐車場の管理・運営を行う。
事業主体	町・千厩まちづくり㈱
TMOの関与	共同事業
位置・区域	中心市街地区域内
実 施 時 期	平成20年度~
事業手法	・中心市街地商業活性化推進事業 ・TMO自立支援事業
基本計画の 事業名称	なりわい交流施設の整備・運営
事業効果	なりわい交流施設、公衆トイレ、駐車場が整備されることにより、内陸部と沿岸部を結ぶ拠点として、新たな交流人口が生まれると共に千厩町のPRが図られる。

中心市街地活性化事業

事業番号	中心市街地活性化事業 2-1
事業名	酒蔵等における飲食・物販事業
種別	広域ソフト事業
事業内容	レストランの運営・管理及び土産品等の物品販売
事業主体	千厩まちづくり(株)
TMOの関与	主体事業
位置・区域	横屋酒造空き蔵・佐藤家住宅・旧たばこ耕作組合事務所
実 施 時 期	平成19年度~
事業手法	・中心市街地商業活性化推進事業 ・TMO自立支援事業
基本計画の 事業名称	横屋酒造における飲食・物販の提供
事業効果	観光客等の酒蔵来街者に飲食及び土産品を提供することによる利便性の向上が 図れると共にリピーターの確保が見込まれる。

Pr.	
事業番号	中心市街地活性化事業 2-2
事業名	酒蔵等を活用した貸し工房等の管理運営事業
種別	広域ソフト事業
事業内容	空き蔵を活用し、意欲ある起業者に貸し出す。
事業主体	千厩まちづくり(株)
TMOの関与	主体事業
位置・区域	横屋酒造空き蔵・佐藤家住宅・旧たばこ耕作組合事務所
実 施 時 期	平成 1 8 年度 ~
事業手法	・中心市街地商業活性化推進事業 ・TMO自立支援事業
基本計画の 事業名称	酒蔵等を活用した貸し工房等の管理運営事業
事業効果	空き蔵等を意欲ある起業者に貸し出すことによって、商店街のテナント・ミックスにふさわしい業種・業態を誘導することができる。 また、観光客等来街者の滞留時間を延ばすと共に工房見学や体験作業等のメニューの提供により、リピーターの確保が見込まれる。

事業番号	中心市街地活性化事業 2-3
事業名	「千厩ブランド」の発掘、開発、調査事業
種別	広域ソフト事業
事業内容	一店逸品運動を通じて「千厩ブランド」の発掘、開発を行い千厩のいいものを
	アピールする。
事業主体	千厩まちづくり㈱・商工会・商店街・地域住民
TMOの関与	主体事業
位置・区域	中心市街地を中心とした町全体
実 施 時 期	平成 1 7 年度 ~
事業手法	・商店街活性化事業(空き店舗対策事業) ・商店街競争力強化推進事業
基本計画の 事業名称	「千厩ブランド」の発掘、開発、販売
事業効果	一店逸品運動を通じて「千厩ブランド」の発掘、開発することにより、商店主へのやる気を促すと共に広く周知することにより、商店街の関心、集客が見込まれる。

	<u> </u>
事業番号	中心市街地活性化事業 2-4
事業名	「せんまやものがたり」づくり事業
種別	広域ソフト事業
事業内容	夫婦石や松澤神社等の町内名所にちなんだ言い伝え等を発掘し、魅力的な「ものがたり」として再構築するため、公募等による募集を行い、「ものがたり」を 作成し、広く情報発信する。
事業主体	千厩まちづくり㈱・商工会青年部・商店街・地域住民
TMOの関与	主体事業
位置・区域	中心市街地を中心とした町全体
実 施 時 期	平成 1 7 年度 ~
事業手法	中心市街地商業活性化推進事業
基本計画の 事業名称	千厩の「ものがたり」づくり事業
事業効果	夫婦石や松澤神社等の町内名所にちなんだ言い伝え等を発掘し、魅力的な「ものがたり」として広く情報発信することにより、千厩町のPRを行うと共に観 光客等来街者の増加が見込まれる。

事業番号	中心市街地活性化事業 2-5
事業名	空き店舗対策事業(チャレンジショップ)
種別	広域ソフト事業
事業内容	空き店舗・空き地等の調査を実施し、活性化に寄与する立地条件、物件の情報 収集・整理を行うとともに、起業家を募り、商店街のテナント・ミックスに即 した起業家の創業支援を行い、牽いては商店街の業種補完により商店街の活性 化を図る。
事 業 主 体	千厩まちづくり㈱・商工会・商工会青年部・各商店街・地域住民
TMOの関与	主体事業
位置・区域	中心市街地活性化区域商店街
実 施 時 期	平成18年度~
事業手法	・中心市街地商業活性化推進事業 ・商店街競争力強化推進事業
基本計画の 事業名称	空き店舗活用事業 1 (チャレンジショップづくり)
事業効果	商店街の空き店舗等の情報を意欲ある起業家に提供し、チャレンジショップにより経営のノウハアを身につけられる創業支援を行うことにより、商店街のテナント・ミックスにふさわしい業種・業態を業種補完が行われ商店街の活性化が図られる。

事業番号	中心市街地活性化事業 2-6
事業名	空き店舗対策事業(「さと」と「まち」との交流の場づくり)
種別	広域ソフト事業
事業内容	空き店舗・空き家の調査を実施し、活性化に寄与する立地条件等、物件の情報 収集・整理を行うとともに、「さと」と「まち」の人的交流の場を提供する。
事業主体	千厩まちづくり㈱・各商店街・地域住民
TMOの関与	主体事業
位置・区域	中心市街地活性化区域商店街
実 施 時 期	平成 1 8 年度 ~
事業手法	・中心市街地商業活性化推進事業 ・商店街競争力強化推進事業
基本計画の 事業名称	空き店舗活用事業 2 (「さと」と「まち」との交流の場づくり)
事業効果	商店街の空き店舗等を意欲ある住民に地域コミュニティの場として、提供することにより、人と人との新たなる交流が生まれ、「さと」と「まち」との交流と 賑わいが生まれ、商店街へ遠のいていた客層の誘客が見込まれる。

事業番号	中心市街地活性化事業 2-7
事業名	空き店舗対策事業(空き家を活用した高齢者等の「たまり場」づくり)
種別	広域ソフト事業
事業内容	空き店舗・空き家の調査を実施し、活性化に寄与する立地条件等、物件の情報収集・整理を行うと共に、高齢者等の「たまり場(集会所)」として、気軽に立ち寄れる場所を提供する。
事業主体	千厩まちづくり㈱・各商店街・社会福祉協議会・地域住民
TMOの関与	主体事業
位置・区域	中心市街地活性化区域商店街
実 施 時 期	平成18年度~
事業手法	・中心市街地商店街活性化事業(空き店舗対策事業) ・商店街競争力強化推進事業
基本計画の 事業名称	空き店舗活用事業3(高齢者の「たまり場」づくりづくり)
事業効果	日頃閉じこもり気味の一人暮らし老人等に交流の場を提供することにより、生き甲斐対策として地域福祉の充実に寄与すると共に商店街のイメージアップの向上になる。

事業番号	中心市街地活性化事業 2-8
事業名	各種施設の管理・運営事業
種別	広域ソフト事業
事 業 内 容	コミュニティ広場等の管理・運営
事 業 主 体	・ 千厩まちづくり(株)・町・各商店街・地域住民
TMOの関与	主体事業
位置・区域	コミュニティ広場等
実 施 時 期	平成17年度から
事業手法	行政等から委託を受けて施設の運営・管理を行う。
基本計画の 事業名称	TMO及び関係者による独自事業
事業効果	住民の文化、余暇活動の支援を促進すると共に、来街者との交流促進を図ることが見込まれる。

事業番号	中心市街地活性化事業 2-9
事業名	広域イベント事業
種別	広域ソフト事業(商店街活性化事業)
事業内容	商店街との連携を図りながら、既存のイベンや地域資源を活用した新しいイベントを企画・運営し、千厩町の P R を行う。
事業主体	千厩まちづくり㈱・各商店街・地域住民
TMOの関与	共同事業
位置・区域	中心市街地全域
実 施 時 期	平成 1 7 年度 ~
事業手法	・中心市街地商業活性化推進事業(広域ソフト事業) ・商店街等活性化先進事業費補助金(商店街活性化事業)等
基本計画の 事業名称	千厩川、天王山、松澤神社、大光寺の一体的活用イベント
事業効果	地域資源を活用したイベントや地域社会に密着したイベントを定期的に開催することにより、地域住民の相互の連帯感を醸成するとともに、イベント開催によるリピーターの確保が見込まれる。

事業番号	中心市街地活性化事業 2-10
事業名	千厩の魅力をつなぐまちあるきルートマップの作成事業
種別	広域ソフト事業
事業内容	中心市街地周辺の史跡、見所、商店、トイレ及び巡回バス停留所等を記載した 街歩き用の観光マップの作成を行う。
事 業 主 体	町・千厩まちづくり㈱・各商店街
TMOの関与	共同事業
位置・区域	中心市街地を中心とした町全域
実 施 時 期	平成 1 9年度 ~
事 業 手 法	中心市街地商業活性化推進事業(ソフト)
基本計画の 事 業 名 称	千厩の魅力をつなぐまちあるきルートづくり(マップ作成など)
事業効果	観光客等来街者に対して「せんまや」の見所・魅力等を簡潔に紹介することが でき、滞留時間を延ばすと共に商店街への誘客が見込まれる。

事業番号	中心市街地活性化事業 2-11
事 業 名	高齢者向けのサービスの開発・導入事業
種別	広域ソフト事業
事業内容	高齢者に優しい商店街を目指し、高齢者向けの宅配サービス、高齢者優待カー ドの発行等を検討し、実施する。
事業主体	商工会・千厩まちづくり㈱・各商店街
TMOの関与	共同事業
位置・区域	中心市街地を中心とした町全域
実 施 時 期	平成18年度から
事業手法	・中心市街地商業活性化推進事業(ソフト) ・商店街競争力強化推進事業
基本計画の 事業名称	高齢者向けのサービスの開発・導入
事業効果	高齢社会を向え、高齢者の宅配サービス、高齢者優待カードの発行等を検討し、 実施することにより、高齢者が気軽に立ち寄れる優しい商店街づくりが推進され、商店街の活性化が図られる。

事業番号	中心市街地活性化事業 2-12
事業名	広域ポイントカードシステム開発・導入事業
種別	広域ソフト事業
事業内容	周辺自治体と共同で行う広域ポイントカードシステムに参加し、広域ポイントカードを発行する。
事 業 主 体	商工会・千厩まちづくり㈱・各商店街
TMOの関与	共同事業
位置・区域	中心市街地を中心とした町全域
実 施 時 期	平成 1 9年度 ~
事業手法	中心市街地商業活性化推進事業 (ソフト) 商店街競争力強化推進事業
基本計画の 事業名称	広域を対象としたサービスの開発・導入 (広域ポイントカード・共通商品券システムなど)
事業効果	中心市街地への集客力の向上と広域圏を対象とした顧客の掘り起こし及び固定 客の確保が見込まれる。

事業番号	中心市街地活性化事業 2-13
事業名	広域共通商品券システム開発・導入事業
種別	広域ソフト事業
事業内容	周辺自治体と共同で行う広域共通商品券システムに参加し、広域共通商品券を発行する。
事 業 主 体	商工会・千厩まちづくり㈱・各商店街
TMOの関与	共同事業
位置・区域	中心市街地を中心とした町全域
実 施 時 期	平成 1 9年度 ~
事業手法	中心市街地商業活性化推進事業 (ソフト) 商店街競争力強化推進事業
基本計画の 事業名称	広域を対象としたサービスの開発・導入 (広域ポイントカード・共通商品券システムなど)
事 業 効 果	中心市街地への集客力の向上と広域圏を対象とした顧客の掘り起こし及び固定 客の確保が見込まれる。

事業番号	中心市街地活性化事業 2-14
事業名	くらしのみちゾーン整備計画策定事業
種別	広域ソフト事業
事 業 内 容	くらしのみちゾーン整備計画の策定
事業主体	千厩まちづくり㈱・各商店街
TMOの関与	共同事業
位置・区域	中心市街地を中心とした町全域
実 施 時 期	平成 1 9年度 ~
事業手法	国土交通省支援事業の活用等を検討
基本計画の 事業名称	くらしのみちゾーン整備計画の策定
事業効果	一般車両の商店街への流入を制限して、道路を歩行者優先とし、環境整備を行うための「くらしのみちゾーン整備計画策定」することにより、歩行者に安全 な環境の整備が図られる。

事業番号	中心市街地活性化事業 2-15
事業名	街なかにぎわい推進事業
種別	コンセンサス形成事業
事業内容	中心市街地商業の活性化を図るため、商業者を含めた土地所有者の土地の有効的活用と街なかのにぎわいを創出するためTMO構想などの事業について、地域住民へ説明し、コンセンサスの形成を図る。
事業主体	町・商工会・千厩まちづくり㈱
TMOの関与	共同事業
位置・区域	中心市街地全域
実 施 時 期	平成 1 7年度 ~
事 業 手 法	中心市街地商業活性化推進事業(コンセンサス形成事業)
基本計画の 事業名称	街なかにぎわい推進事業
事業効果	関係者及び地域住民へ、TMO構想を広く説明し、協力者、応援団等が作られることにより、事業の推進が図られる。

その他事業

事業番号	その他事業 3-1
事業名	「川の水をきれいにする」キャンペーン事業
種別	その他の事業
事業内容	千厩川の水質向上を目指し、「生活雑排水を流さない」等の環境保全を周知するのためのチラシを配布する。また、定期的に河川等の清掃を行い、EM菌を流す等の水質向上のための周知活動を行う。
事 業 主 体	町・千厩まちづくり㈱・商店街・地域住民
TMOの関与	共同事業
位置・区域	中心市街地全域
実 施 時 期	平成 1 9年度 ~
事業手法	まちづくり交付金(ソフト事業)(国土交通省)
基本計画の 事業名称	「川の水をきれいにする」キャンペーンの推進
事業効果	住民の環境へ対する関心が高まるとともに千厩川の水質が向上することにより、親水空間等の環境整備が推進される。

事業番号	その他事業 3-2	
事業名	市街地周辺緑地の保全事業	
種別	その他の事業	
事 業 内 容	緑地の保全を行うと共に整備を行う。	
事 業 主 体	町・千厩まちづくり㈱・商店街・地域住民	
TMOの関与	共同事業	
位置・区域	中心市街地並びに周辺	
実 施 時 期	平成20年度~	
事業手法	景観法等の適用による	
基本計画の 事業名称	市街地緑地の保全	
事業効果	住民の環境へ対する関心が高まると共に緑あふれる、落ち着いた街並み空間を 提供することにより、商店街のイメージアップが図られる。	

事業番号	その他事業 3-3
事業名	グリーン・ツーリズム推進事業
種別	その他の事業
事業内容	農業を活用した交流人口を確保するため、農村体験、農業体験等の情報を広く 提供するとともに企画し、都市と農村との交流を推進する。また、都市部での 交流イベントを開催する。
事業主体	町・千厩まちづくり㈱・農業従事者
TMOの関与	共同事業
位置・区域	中心市街地を中心とした町全域
実 施 時 期	平成 1 8年度 ~
事業手法	町が行っているグリーン・ツーリズム事業の継承
基本計画の 事業名称	グリーン・ツーリズム推進事業
事業効果	農村体験学習等の受入や都市部での交流イベントを開催することにより、千厩町のPRを図られ、更なる交流人口の増加が見込まれる。

事業番号	その他事業 3-4		
事業名	活性化に関するフォーラムや学習会の開催事業		
種別	コンセンサス形成事業		
事 業 内 容	基本計画の周知・啓発のための事業を実施する。		
事業主体	町・千厩まちづくり㈱・商店街・地域住民		
TMOの関与 共同事業			
位置・区域	中心市街地を中心とした町全域		
実 施 時 期	期 平成18年度~		
事業手法	TMO及び関係者による独自事業		
基本計画の 事 業 名 称	活性化に関するフォーラムや学習会の開催		
事業効果	基本計画が周知されることにより、各種事業への地域住民の協力体制が確立される。		

事業番号	その他事業 3-5		
事 業 名	各種推進組織の設立・支援事業		
種別	コンセンサス形成事業		
事業内容	各種方策の実現に向けた住民協議会・NPO法人等の設立並びに「千厩學」 研究・推奨を行う。		
事 業 主 体	千厩まちづくり㈱・商店街・地域住民		
TMOの関与	主体事業		
位置・区域	中心市街地を中心とした町全域		
実 施 時 期	平成 1 8 年度 ~		
事業手法	中心市街地商業活性化推進事業		
基本計画の 事業名称	推進体制の整備		
事業効果	計画策定や実験的運営により、ノウハウの蓄積や住民意識の醸成により、主体 性を持った住民活動が行われる。		

事業番号	その他事業 3-6		
事業名	「千厩応援団」の募集、体制づくり事業		
種別	コンセンサス形成事業		
事業内容	基本計画を実現させるため情報発信を行い、地域住民、千厩〇B、千厩ファン等を募集し、「千厩応援団」として登録し計画実現に向けた意識聴取や支援体制づくりを行う。		
事業主体	千厩まちづくり㈱・商店街・地域住民		
TMOの関与	の関与は主体事業		
位置・区域	中心市街地を中心とした町全域		
実 施 時 期	平成 1 8年度 ~		
事業手法	中心市街地商業活性化推進事業		
基本計画の 事業名称	推進体制の整備		
事業効果	「千厩応援団」として地域住民、千厩OB、千厩ファン等を募集し、登録することにより、計画実現に向けた意見等を聴取出来る方法が確保され、より幅広い意見を事業に反映することが出来る。		

.資料編

- 1 . 千厩まちづくり(株)の定款 (別紙)
- 2. TMO構想策定までのスケジュール (別紙)
- 3. TMO構想策定検討組織の内容 委員会要領・名簿 (別紙)
- 4. 観光拠点整備のイメージ図

千厩まちづくり株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、千厩まちづくり株式会社と称する。

(目 的)

- 第2条 当会社は、先人が築き上げてきた歴史文化を基本に捉え、新しい活力と可能性を探り、 千厩の中心市街地等の活性化を図るため次の事業を営むことを目的とする。
- 1 . 千厩町内の都市開発、観光開発事業並びにこれらに関する企画、設計、施工、監理等の請負 及びコンサルタント業
- 2 . 各種イベントの企画、運営及びチケットの委託販売
- 3.経営、会計及び財務に関するコンサルタント業及び情報提供業務
- 4. 商店街、商店の販売促進に関する企画、調査、運営、支援、情報提供
- 5. コミュニティホール、駐車場等各種施設の企画、建設、管理、運営及び受託
- 6. 観光案内並びに旅行斡旋業務
- 7. 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理及び利用に関する業務
- 8.人材派遣業務
- 9.飲食店、ホテル、旅館、保養施設、レジャー施設の経営
- 10. 民芸品、工芸品、食料品、日用雑貨品、衣料品、酒類、清涼飲料水、タバコ、医薬品、医薬部外品及び郵便切手の販売
- 11. 弁当、総菜の企画開発及び製造販売
- 12.地域農産物、畜産物に関する商品の開発及び販売
- 13.出版、印刷物の企画、製作及び販売
- 14.情報通信機器を利用した情報処理並びに情報提供
- 15.インターネットホームページの企画製作及びインターネットを利用した経営業務サービスの開発、並びに商品の販売及びサービスの提供
- 16.損害保険及び自動車損害賠償保険法に基づく保険の代理店業
- 17. 建築工事、土木工事、屋内外電気工事、塗装工事、造園工事、ガス工事、上下水道工事の 設計、施工、仲介及び管理業務
- 18.シャトルバスの運行の委託業務
- 19. 結婚に関する相談及びイベントの企画、情報の収集及び提供業務
- 20.建設資材及び土木建築資材の販売
- 21.肥料、飼料及び農業資材の販売
- 22. 高齢者、身体障害者等の買物等の家事代行業
- 23.介護保険法に基づく介護支援事業

- 24.介護機器及び介護用品と福祉用具の販売及びレンタル
- 25.一般乗用旅客自動車運送業
- 26.一般区域貨物自動車運送業
- 27.環境問題の調査・研究に関する事業
- 28.土地の造成、改良、緑化及び資源の保全、開発等環境の整備に関する事業
- 29. 衣料、服飾雑貨、日用品雑貨等及び家庭用電気製品のリサイクルとその売買及び仲介
- 30、宅配便取扱業
- 31.写真撮影及び現像、プリント業
- 32. 当せん金付証票法に基づく当せん金付証票の委託販売
- 33.スポーツ振興投票の実施等に関する法律に基づくスポーツ振興投票券の委託販売
- 34.上記各号に附帯する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を岩手県東磐井郡千厩町に置く。

(公 告)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行する株式総数)

第5条 当会社の発行する株式の総数は、2000株とする。

(株券の種類)

第6条 当会社は原則として株券を発行しないこととし、株主の申し出があった場合に発行する ものとする。その場合の株式の種類は1株券、2株券、5株券、10株券の4種類とする。

(端株制度)

第7条 当会社は、1株に満たない株は端株として、これを端株原簿に記載しないものとする。 (株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

- 第9条 株式の取得により名義書換を請求するときは、譲受人と株主又はその一般承継人が、所 定の請求書に署名又は記名押印し、次の書類を提出し申請しなければならない。
 - 1.株券を所持する者は株券
 - 2.株式取得者であることを証する書面

(質権の設定及び登録)

第10条 当会社の株式につき質権を設定するには取締役会の承認を要するものとし、登録を請求するには、当会社所定の請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。 (株主名簿の閉鎖) 第12条 当会社は、毎営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の 変更を停止する。

前項の場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ通知して株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び質権者又はその法定代理人、若しくは代表者は当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、変更された事項を届け出なければならない。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は その必要に応じて随時これを招集する。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役社長に事故があると きは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに当たる。

(決議)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した総株主の 議決権の過半数をもって決する。

(代理人)

第17条 株主は代理人によって議決権を行使することができる。ただし、この場合には総会毎 に代理権を証する書面を提出しなければならない。

代理人は当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ 2 人以上の代理人を選任することはできない。

(議事録)

第18条 株主総会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、 議長及び出席した取締役がこれに署名又は記名押印する。ただし、電磁的記録により作成 する場合においては、電子署名にて行う。

第4章 取締役会

(取締役会の招集)

第19条 取締役会は代表取締役社長がこれを招集するものとし、その通知は各取締役に対して 会日の1週間前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することを妨げない。 (決議)

第20条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席しその過半数をもってこれを決する。

(議事録)

第21条 取締役会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、 出席した取締役がこれに署名又は記名押印する。ただし、電磁的記録により作成する場合 においては、電子署名にて行う。

第5章 取締役及び監査役並びに相談役

(取締役及び監査役の員数)

第22条 当会社の取締役は15名以内、監査役は3名以内とする。

(取締役及び監査役の選任方法)

第23条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。

取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第24条 取締役の任期は就任後2年内、監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する 定時株主総会の終結の時までとする。

補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一と する。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 当会社には、代表取締役社長1名及び必要に応じて専務取締役若干名を置くことができる。これらは、取締役会の決議により取締役の中から選任する。

代表取締役社長は当会社を代表する。

(相談役)

第26条 当会社に、取締役会の決議により、相談役若干名を置くことができる。

(業務執行)

第27条 代表取締役社長は当会社の業務を統括し、専務取締役は代表取締役社長を補佐してその業務を執行する。

代表取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の定める順序に従い、他の取締役が代表取締役社長の職務を代行する。

(報酬)

第28条 取締役及び監査役の報酬は、株主総会において決定する。

第6章 計 算

(営業年度)

第29条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。 決算は、毎営業年度末日に行う。

(利益配当)

第30条 利益配当金は、毎営業年度末日における株主名簿に記載された株主に配当する。 前項の利益配当金は、その支払提供の日から満2年を経過しても受領のないときは、当 会社は支払の義務を免れるものとする。

第7章 付 則

(設立に際し発行する株式)

第31条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、202株とし、その発行価額は1株に つき5万円とする。

(最初の営業年度)

第32条 当会社の第1回の営業年度は、会社成立の日から平成18年3月31日までとする。 (最初の取締役及び監査役の任期)

第33条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、その就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結に至るまでとする。

(発起人の氏名、住所、引受株)

第34条 当会社の発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式数は次のとおりである。

岩手県東磐井郡千厩町

岩手県東磐井郡千厩町千厩字町浦9番地13 2株 協同組合千厩新町振興会

代表理事 北田文人

ほか 57名

上記、千厩まちづくり株式会社設立のため本定款を作成し、各発起人記名押印する。

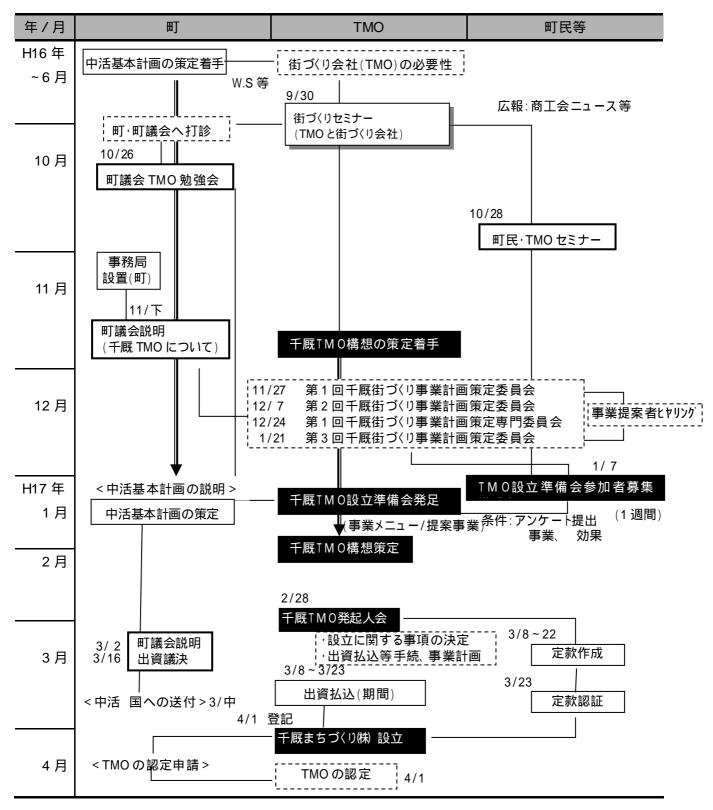
平成 年 月 日

発起人 協同組合千厩新町振興会 代表理事 北 田 文 人

ほか 57名

資料 2

TMO構想・千厩まちづくり会社(TMO)設立・スケジュール



資料3.

千厩街づくり事業計画策定委員会・専門委員会名簿

1) 千厩街づくり事業計画策定委員会委員名簿

敬称略

委員区分	氏名	所 属	役 職 等
専門委員	南部繁樹	(株)都市構造研究センター	代表取締役社長
特別委員	木村清且	㈱久慈設計花巻	代表取締役社長
行政関係者	早野義夫	千厩地方振興局企画振興課	課長
	小野寺 洋一	千厩町産業建設部	部長
	千葉幸男	千厩町商工観光課	課長
	藤 本 薫	千厩町農林課	課長
	齋 藤 悦 男	千厩町建設課	課長
一般住民関係者	本多勇三	町中心市街地活性化基本計画策定委員	
	柳田宏史	11	
関係団体関係者	菅 原 裕 一	JAいわい東 千厩営農センター	センター長
	小野寺 明	せんまや青空市組合	組合長
商工会関係者	小野寺 維久郎	千厩商工会	副会長
	菅 原 直 司	千厩商工会	副会長
	佐 藤 晋 作	千厩商工会	専務理事
	松尾純一	千厩商工会青年部	部長
	熊谷充子	千厩商工会女性部	部長
	鈴 木 美津男	東栄町振興会	会長
	村上英夫	四日町振興会	副会長
	白石恵一	本町商店街事業協同組合	専務理事
	北田文人	協同組合千厩新町振興会	理事長
	村上健一	愛宕商店会	会長
計	21		

敬称略

2) 千厩街づくり事業計画策定専門委員名簿

区分	氏 名	所 属	役 職 等
専門委員	南部繁樹	株都市構造研究センター	代表取締役社長
特別委員	木 村 清 且	㈱久慈設計花巻	代表取締役社長
行政関係者	高橋 功	千厩地方振興局企画振興課	主査
	藤 野 裕	千厩町商工観光課	課長補佐
一般住民関係者	本多勇三	町中心市街地活性化基本計画策定委員	
	柳田宏史	11	
関係団体関係者	菅原裕一	JAいわい東 千厩営農センター	センター長
	小野寺 明	せんまや青空市組合	組合長
商店街関係者	鈴 木 美津男	東栄町振興会	会長
	村上英夫	四日町振興会	副会長
	白石恵一	本町商店街事業協同組合	専務理事
	北田文人	協同組合千厩新町振興会	理事長
	村上健一	愛宕商店会	会長
商工会青年部·	鈴 木 佳 弘	千厩商工会青年部	副部長
女性部関係者	菊 地 宏太郎	千厩商工会青年部	副部長
	及 川 秀 樹	千厩商工会青年部	商工振興委員長
	小 菅 祐 子	千厩商工会女性部	副部長
	永澤順子	千厩商工会女性部	副部長
計	18		